



発行 新潟県
第 35 号
 平成28年5月10日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 606 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 607 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 608 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 609 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 610 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 611 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
- 612 新潟県土地利用基本計画の変更（用地・土地利用課）
- 613 道路の区域変更（道路管理課）
- 614 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

一般競争入札の実施（警察本部会計課）

告 示

◎新潟県告示第606号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	住 所	担当する医療の種類	廃止年月日
あきば調剤薬局	長岡市栄町2丁目 1番55号	育成医療・更生医療	平成28年4月2日

◎新潟県告示第607号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日

もりの調剤薬局	長岡市新栄町3丁目3番36号	薬局	平成28年5月1日
ハート調剤薬局 柏崎店	柏崎市東本町1-1-23-1	薬局	平成28年5月1日
トリム薬局 新発田店	新発田市本町1-14-2	薬局	平成28年5月1日
今町調剤薬局	見附市今町2丁目 甲136番地1	薬局	平成28年5月1日

◎新潟県告示第608号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、南魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月13日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで	コミュニティホールさわらび	南魚沼市全域
6月14日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
6月15日（水） 6月16日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	塩沢公民館	
6月17日（金）	午前9時から正午まで		
6月20日（月） 6月21日（火） 6月22日（水）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
6月23日（木）	午前9時から正午まで		
6月24日から平成29年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、平成29年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第609号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、加茂市に係る加茂農業振興地域（平成8年新潟県告示第1076号）の区域を次のとおり変更する。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 変更した地域の名称

加茂農業振興地域

2 区域

加茂市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条3号の平面図）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成28年5月10日

◎新潟県告示第610号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	18者	浦新田横枕甲105番ほか359筆 31.8ha
阿賀野市	1者	分田山王田173番1ほか15筆 2.3ha
聖籠町	10者	諏訪山瘤柳3番ほか71筆 6.9ha
新潟市	141者	北区新鼻170番2ほか2,531筆 67.7ha
五泉市	4者	五泉田向2番ほか22筆 1.7ha
燕市	14者	八王寺曲戸1844番ほか29筆 2.7ha
弥彦村	1者	上泉瀧端2365番15ほか1筆 0.2ha
出雲崎町	1者	市野坪欠ノ下102番1 0.1ha
魚沼市	6者	田川柳平1194番2ほか34筆 1.9ha
十日町市	10者	松之山松口清水岨2106番1ほか69筆 6.8ha
柏崎市	97者	中田下川原1107番ほか1,171筆 88.7ha
上越市	53者	野尻回り木869ほか467筆 59.8ha
妙高市	3者	関山大峯716番1ほか15筆 1.5ha
糸魚川市	1者	真木真貝田1382番 0.1ha
佐渡市	29者	吾潟大手サキ772番ほか124筆 18.5ha
合計	389者	4,923筆 290.7ha

2 申請年月日

平成28年4月25日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第611号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 加入区の名称 北蒲原加入区
- 2 区域 新発田市藤塚浜及び胎内市赤川、あかね町、荒井浜、飯角、伊徳寺、江上、江尻、大出、大川町、大塚、小地谷、表町、加賀新、北成田、北本町、乙、協和町、草野、久保田、倉敷町、小出、苔実、小舟戸、小牧台、笹口浜、山王、塩津、柴橋、清水、下高田、地本、十二天、城塚、新栄町、新館、新和町、菅田、住吉町、関沢、高野、鷹ノ巣、高野村新田、高橋、高畑、竹島、館ノ越、築地、築地新、土作、つつじが丘、富岡、寅田、中倉、中条、長橋、中村浜、並槻、西川内、西栄町、西条、西条町、西本町、野中、羽黒、八幡、八田、半山、東川内、東本町、平木田、平根台、二葉町、船戸、古館、星の宮町、堀口、本郷、本郷町、本町、松波、水沢町、宮川、宮瀬、村松浜、桃崎浜、弥彦岡、山屋、横道、若松町の区域

◎新潟県告示第612号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により昭和50年6月20日に定めた新潟県土地利用基本計画を、次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において、縦覧に供する。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県土地利用基本計画図の変更

- 1 農業地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
加茂市の一部	9

◎新潟県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白山村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市別所字犬茂 1128 番 3 から 同市中島字神明下79番 1 まで	新	(A) 5.5～16.6メートル	239.1メートル
		(B) 6.0～20.4メートル	231.0メートル
	旧	5.5～16.6メートル	239.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 白山村松線
- 2 供用開始の区間
五泉市別所字犬茂1128番3から同市中島字神明下79番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年5月10日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県警察情報システム用ネットワーク回線利用契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県警察情報システム用ネットワーク回線利用契約
 - (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先
 - (1) 期間
本公告の日から平成28年6月2日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所
新潟県警察本部警務部会計課調度係
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (3) 問合せ先
 - ア 契約手続に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課調度係
電話番号 025-285-0110 内線2235
 - イ 回線等の仕様に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係
電話番号 025-285-0110 内線2441
- 3 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、過去5年の間に新潟県警察又は他の都道府県警察の警察情報システム（外部との接続回線を除く。）で利用実績があることを証明した者であること。
 - (4) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であ

ること。

- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成28年5月10日（火）から平成28年6月2日（木）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成28年6月14日（火）午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成28年6月21日（火）午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）を平成28年6月20日（月）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の

100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び回線利用契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Utilization Contract for a network line for Information System of Niigata Prefectural Police

(2) Date, time and place of tendering:

Date : Tuesday, June 21, 2016

Time : 11:00 a.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 950-8553

(3) For more information, contact:

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 950-8553

Tel 025-285-0110 EXT.2235